

<性別の取扱いの変更>

1 概要

家庭裁判所は、性同一性障害者であって、次のアからカまでの要件のいずれにも該当する者について、性別の取扱いの変更の審判をすることができます。

ア 二人以上の医師により、性同一性障害であることが診断されていること

イ 18歳以上であること

ウ 現に婚姻をしていないこと

エ 現に未成年の子がいないこと

オ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること

カ 他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること

※ 性同一性障害者とは、法により「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」とされています。

※ 令和5年10月25日付け最高裁判所大法廷決定において、オの要件は憲法13条に違反し無効であるとの判断が示されています。

2 申立人（申立てができる人）

性別の取扱いの変更を求める本人

3 申立先

申立人の住所地の家庭裁判所

申立人の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

（申立人の住所地）	（申立先）
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

申立人の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※1

チェック欄

①	収入印紙・・・800円分	
②	連絡用の郵便切手・・・ 84円切手×4枚 10円切手×1枚 1, 194円分切手×1組	
③	申立書1通・・・【申立書】・【記載例】を参照 ※2	
④	申立人の出生時から現在までの全ての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）※3	
⑤	所定の事項の記載のある，2人以上の医師による診断書 ※4※5	

※1 ここに記載しているものは，審理のために標準的に必要なものであり，事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

※2 住所欄の電話番号は，昼間に連絡のとれる番号を記入してください（携帯電話の番号でも可）。

※3 戸籍謄本（全部事項証明書）は3か月以内に発行されたものを提出してください。

※4 診断書の記載要領と参考様式は，家庭裁判所の受付窓口にて用意してあります。また，厚生労働省のホームページでもご覧頂けます。

※5 医師の診断書などの資料について，外国語により作成された書面を提出するときは，その翻訳書を提出してください。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の係にお問い合わせください。）